

## 山形県文化基本条例懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 山形県文化基本条例（仮称）の制定に向け、各界有識者による検討を行うため、山形県文化基本条例懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について専門的な見地から検討を行うとともに、意見の提出を行うものとする。

- (1) 本県の文化に関する施策の基本理念
- (2) 文化に関する施策の基本的な方向性
- (3) 文化に関する施策の推進における活動主体の果たすべき役割
- (4) その他必要な事項

### (組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年以内とする。

### (座長)

第4条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて観光文化スポーツ部長が招集する。

### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課において処理する。

### (設置期間)

第7条 懇話会の設置期間は、山形県文化基本条例（仮称）の制定日までとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができるものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年8月28日から施行する。